

令和 3 年度 (2021 年度) 化学物質環境実態調査結果の活用状況

令和 5 年 1 2 月 1 8 日
環境保健部環境安全課

令和 3 年度の化学物質環境実態調査の結果は、第 2 8 回化学物質評価専門委員会の評価を経て、令和 4 年度版の「化学物質と環境」として公表した。

令和 3 年度の初期環境調査及び詳細環境調査の結果概要と要望施策における調査結果の活用状況は、それぞれ別表 1 及び 2 のとおりである。

(別表1)令和3年度初期環境調査の結果概要と要望施策における活用状況

初期	調査対象物質	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望施策における調査結果の活用状況
[1]	アミオダロン	水質	不検出	0/30	nd	3.5 ng/L	EXTEND EXTEND を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	本実態調査で未検出であったので、環境リスクは低いと想定され、さらなる試験の対象とする優先度は低いと判断された。
[2]	イベルメクチン類						PPCPs 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、ばく露情報等が不足しているため。	本実態調査で検出されたので、PPCPsに関する調査において更なる情報収集等を行い、その結果を踏まえ環境リスク初期評価の実施要否を検討する。
	[2-1] イベルメクチン B1a	水質	検出	15/35	nd~4.6 ng/L	0.015 ng/L		
	[2-2] イベルメクチン B1b	水質	検出	1/35	nd~0.079 ng/L	0.013 ng/L		
[3]	1,3-ジオキソラン	水質	不検出	0/21	nd	2,400 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足している物質であるため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第22次の取りまとめで公表する予定である。
[4]	シクロヘキシルアミン	水質	検出	12/24	nd~2,400 ng/L	220 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を改めて実施するか検討するにあたり、最新のばく露情報等を把握する必要があるため。	環境リスク初期評価の再評価に活用する予定である。
[5]	M-(2,3-ジメチルフェニル)アントラニル酸 (別名:メフェナム酸)	水質	検出	17/32	nd~8.5 ng/L	0.16 ng/L	EXTEND EXTEND を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	本実態調査の結果及びEXTEND 2016において収集した知見を踏まえ、第1段階生物試験の実施候補とすることとした。
[6]	ストレプトマイシン	水質	検出	7/35	nd~2.3 ng/L	1.1 ng/L	PPCPs 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、ばく露情報等が不足しているため。	本実態調査で検出されたので、PPCPsに関する調査において更なる情報収集等を行い、その結果を踏まえ環境リスク初期評価の実施要否を検討する。
[7]	6-ニトロクリゼン	水質	不検出	0/44	nd	1.0 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在対象とされていないが一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する予定である。
底質		不検出	0/39	nd	8.2 ng/g-dry			
大気		不検出	0/23	nd	0.019 ng/m ³			

初期	調査対象物質	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望施策における調査結果の活用状況
[8]	2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン (別名:ベンゾフェノン-3)	水質	検出	11/26	nd~4.4 ng/L	0.67 ng/L	PPCPs 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、ばく露情報等が不足しているため。	本実態調査で検出されたので、PPCPsに関する調査において更なる情報収集等を行い、その結果を踏まえ環境リスク初期評価の実施要否を検討する。
[9]	フラン	大気	検出	20/20	5.5~180 ng/m ³	0.89 ng/m ³	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足している物質であるため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。
[10]	ヘキサクロロシクロペンタジェン	水質	不検出	0/13	nd	0.15 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在は第二種指定化学物質である※が、近年に実態調査がなされていなかったため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。 ※要望当時(2021年10月20日の政令改正に伴い、指定取消)	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する予定である。
[11]	p-メトキシケイ皮酸 2-エチルヘキシル	水質	検出	13/24	nd~43 ng/L	3.5 ng/L	PPCPs 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、ばく露情報等が不足しているため。	本実態調査で検出されたので、PPCPsに関する調査において更なる情報収集等を行い、その結果を踏まえ環境リスク初期評価の実施要否を検討する。

化管法: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

EXTEND: Extended Tasks on Endocrine Disruption

PPCPs: Pharmaceutical and Personal Care Products

(別表2)令和3年度詳細環境調査の結果概要と要望施策における活用状況

詳細	調査対象物質	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望施策における調査結果の活用状況
[1]	環状ポリジメチルシロキサン類						化審法 オクタメチルシクロテトラシロキサン及びドデカメチルシクロヘキサシロキサンが監視化学物質に指定され第一種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、環境残留実態の調査を優先的にを行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第一種特定化学物質への指定の検討にあたり、現状把握として活用しているところ。
	[1-1] オクタメチルシクロテトラシロキサン	水質	検出	19/38	nd~82 ng/L	2.8 ng/L		
		生物	検出	6/10	nd~15 ng/g-wet	2.4 ng/g-wet		
	[1-2] デカメチルシクロペンタシロキサン	水質	検出	36/42	nd~190 ng/L	4.7 ng/L		
		生物	検出	9/10	nd~540 ng/g-wet	2.3 ng/g-wet		
	[1-3] ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	水質	検出	29/44	nd~24 ng/L	2.9 ng/L		
生物		検出	5/10	nd~10 ng/g-wet	1.1 ng/g-wet			
[2]	テトラアルキルアンモニウムの塩類						化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的にを行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。 化管法 2021年10月20日の政令改正で引き続き第一種指定化学物質に指定されたが、調査事例が乏しく、環境中の存在状況を把握し、監視する必要があるため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。 今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する予定である。
	[2-1] ヘキサデシル(トリメチル)アンモニウムの塩類	水質	検出	30/42	nd~12 ng/L	1.3 ng/L		
		水質	検出	31/42	nd~170 ng/L	3.3 ng/L		
	[2-2] トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩類	水質	検出	33/42	nd~17 ng/L	0.97 ng/L		
[2-3] ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩類	水質	検出	33/42	nd~17 ng/L	0.97 ng/L			

詳細	調査対象物質	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望施策における調査結果の活用状況
[3]	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド	水質	検出	1/23	nd~350 ng/L	120 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
[4]	トリオクチルアミン	水質	不検出	0/19	nd	0.26 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
[5]	2-ベンジリデンオクタナール	水質	不検出	0/44	nd	15 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
		底質	検出	36/40	nd~72 ng/g-dry	0.13 ng/g-dry		
[6]	メチルアミン	大気	不検出	0/23	nd	79 ng/m ³	大気環境 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに選定され、近年の大気媒体での調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、大気における実態を把握することが必要とされたため。	「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」全 248 物質の中で、今後重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用する。

化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

化管法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律